

第6回（2023年度）
一般財団法人大妻コタカ記念会海外留学奨学金奨学生募集要項

《趣旨》

一般財団法人大妻コタカ記念会海外留学奨学金制度は、一般財団法人大妻コタカ記念会（以下「記念会」という。）が、大妻高等学校及び大妻多摩高等学校の在校生及び卒業生の記念会会員の海外留学を支援するために海外留学奨学金（以下「留学奨学金」という。）を支給するものである。

1. 出願資格

次の各号のいずれにも該当する者。

- (1) 大妻高等学校または大妻多摩高等学校に在学もしくは卒業し記念会の会費を納めている者
- (2) 海外の大学もしくは高等学校相当に留学が決定している者
- (3) 高等学校校長の推薦がある者
- (4) 他の海外留学に関する奨学金を受けていない者
- (5) これまでに記念会の留学奨学金の支給を受けていない者

2. 募集人員

各校2名以内。

3. 留学奨学金の支給額

各校上限20万円とし、以下のとおりとする。

- 年間留学の場合・・・1名20万円、または1名10万円を2名
学期留学の場合・・・1名7万円

4. 出願受付

2024年2月末日まで随時受け付ける。

5. 出願書類

留学奨学金を希望する者は、次の書類を記念会に提出すること。

- (1) 一般財団法人大妻コタカ記念会海外留学奨学金願書（所定様式）
- (2) 校長名の推薦書（所定様式）
- (3) 留学予定校の合格書及び留学手続きを完了したことが判る書類等留学を証明する書類（写）
- (4) その他、記念会会長が特に必要とした書類

6. 奨学生の決定

- (1) 記念会理事会において決定し、結果を本人並びに推薦のあった高等学校校長に通知する。
- (2) 奨学生採用決定者は所定の誓約書を提出すること。

7. 奨学生の責務

- (1) 奨学生としての自覚の下に、学生・生徒の本分を守り、学業に励み、健全な留学生活を送ること。
- (2) 留学終了後、1か月以内に留学生活報告書を以下の形式で提出すること。
 - ①A4サイズ用紙に、横書き本文800字以上1200字以内にまとめたもの（写真添付可、ただし字数内）。
 - ②CD等電子媒体に保存したそのデータ。
なお、提出された報告書は記念会会誌「ふるさと」に掲載する。

8. 留学奨学金の支給

奨学生（保護者を含む）指定の口座に、原則留学一ヶ月前に一括で振り込む。

9. 留学奨学金の返還

- (1) 留学奨学金の取り消しを必要と認める以下の事由があった場合、支給された留学奨学金はすみやかに返還すること。
 - ①願書及び提出書類に虚偽の記載を行ったとき
 - ②除籍、退学及び停学等の処分を受けたとき
 - ③留学が中断されたとき
 - ④その他、記念会が支給の取り消しを必要と認める事由があったとき
- (2) 返還事項が生じた場合はすみやかに高等学校長に申し出なければならない。

【奨学金に関する連絡先】

大妻コタカ記念会 電話 03-3265-7030
メール jimu@otsuma-kotaka.or.jp